

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 61

[事務局] 稚内市消費者センター
稚内市中央4丁目16番2号
稚内市保健福祉センター2階
電話 0162-23-4133

借金するよう指示し、強引に契約を迫る手口に注意！



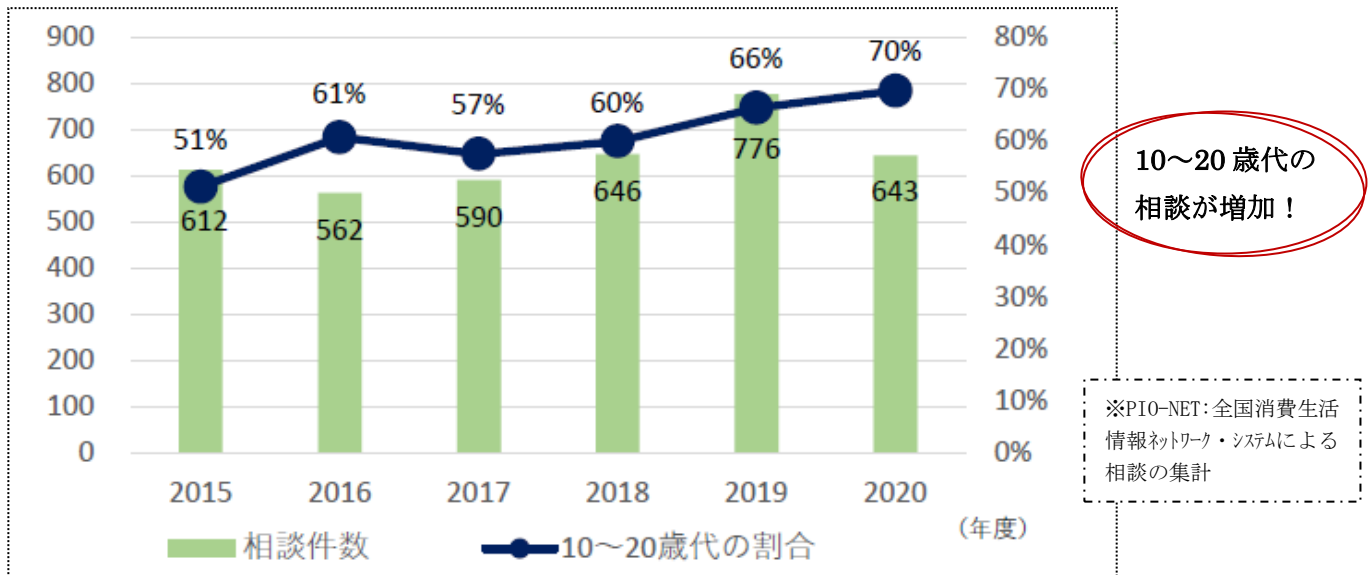
《 事例1 》

オンラインスクールの説明を聞いたが、契約金額が高額で「支払えない」と言うと、職業を偽って消費者金融で借りるように言われ、借金して契約してしまった。(20歳代 女性)

《 事例2 》

大学の先輩に勧められ、学生ローンで約50万円の借金をしてFX自動売買システムを契約したが、高額な借金をしてしまい不安だ。クーリング・オフしたい。(20歳代 男性)

(件数) PIO-NET にみる年度別の相談件数(※)と10～20歳代の割合



(2021年6月30日までのPIO-NET登録分)



・トラブルに遭わないためのポイント・

- 借金をしてまで契約すべきものがよく考えましょう。
- 断る際は「お金がない」ではなく、「いりません」ときっぱり断りましょう。
- ウソをついて借金することは絶対にやめましょう。

(「国民生活センター」より)

実在する組織をかたる

フィッシングメールに注意！

事例 1 80歳代 男性

大手通販サイトからクレジットカード番号を登録し直すようにとのメールがきたので、記載されていた URL をクリックし名前やカード番号などをした。その後、約1万7千円分のカード利用がされていたことが判明した。

事例 2 70歳代 男性

大手カード会社から「不正利用の事例が多いので確認するように」とメールが届き、URL をクリックしカード番号などをした。その後、カード会社から「通信販売で不正な利用が確認された」と連絡があった。5万円ほどの買い物されていた。



- メールに記載された URL には安易にアクセスせず、事業者の正規のホームページでフィッシングに関する情報がなければ確認しましょう。日頃から公式アプリやブックマークした事業者のサイトにアクセスすることを習慣にしましょう。
- メールのURLにアクセスし、個人の情報を入力してしまうと、クレジットカードや個人情報を不正利用されるおそれがあります。もし、アクセスしてしまっても、個人情報は絶対に入力してはいけません。 (「見守り新鮮情報」より)

相談事例 (稚内市消費者センター)

●ワンクリック詐欺には、ご注意！

【相談事例】

スマホのアダルトサイトにアクセスすると突然「インストールしました」という画面が表示され、45万円を請求された。解除には12時間以内に連絡が必要と書かれていたため、記載の電話番号に連絡したが、何度かけても繋がらない。どうすればいいだろうか？



【対処】

ワンクリック詐欺の手口について説明し、契約が成立するためには双方の合意が必要であり、今回のように申し込みの意思確認の画面もなく突然代金を請求された場合は、契約は成立していないものと考えられることを伝えた。電話番号を相手に知られてしまったため今後、電話が掛ってくるかもしれないが、無視を続けるか着信拒否の設定をするよう助言した。またSMSについても無視するよう付言した。

困った時には、稚内市消費者センターへご相談ください。

稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階

電話 0162-23-4133 ・ FAX 0162-23-4134



☆☆☆ 無料法律相談の活用を！ ☆☆☆

稚内市では「無料法律相談」を毎月1回(原則、第2日曜日)実施しています。

向こう3ヶ月の【実施日】: 8月14日・9月11日・10月9日

○ 相談時間は、午前11時から午後3時までです。(相談時間は1人25分)

○ 相談を希望される方は、事前に申し込みが必要です。下記へご連絡願います。

◆ 稚内市生活福祉部 生活衛生課 市民生活グループ 電話(直通) 23-6413